

訪問看護重要事項説明書

訪問看護ステーション みらい

重 要 事 項 説 明 書（介護予防訪問看護含）

この規程は、厚生労働省令第 37 号の第 8 条に基づき、合同会社みらいが設置する訪問看護ステーションみらいの職員及び業務管理に関する重要事項等サービス内容について以下のとおり説明させていただきます。

【事業目的】

当事業所は、看護が必要な方や療養者に対して医師の指示に基づき、その利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目的とします。

【運営方針】

訪問看護をご利用になられる方とのお付き合いは長期に及ぶことがほとんどです。

医療的ケアを必要としながら在宅生活をされるご利用者様やご家族が安心して暮らせる訪問看護を提供し、この先の「みらい」は私たちも一緒に、という想いを形にした訪問看護を提供します。

1 指定訪問看護サービスを提供する事業者について

事業者名称	合同会社みらい
代表者氏名	代表社員 彦坂 奈央美
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	〒441-8132 愛知県豊橋市南大清水町字富士見 8 4 9 - 1 TEL :0532-43-5513 FAX :0532-43-5503

2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	訪問看護ステーションみらい
介護保険指定事業者番号	2362090504
事業所所在地	豊橋市二川町字西向山 174 番地 2
連絡先 相談担当者名	TEL :0532-43-5513 FAX :0532-43-5503 管理者 彦坂 奈央美
事業所の通常の 事業の実施地域	豊橋市・豊川市・新城市・田原市・静岡県湖西市の区域とする

(2) 事業所の職員体制

区分	資格	職務内容	計
管理者	正看護師	常勤兼務	1名
看護職員	正看護師	常勤専従	1名
看護職員	正看護師	非常勤	1名

3 提供するサービスの内容と禁止行為について

(1) 提供するサービスの内容

サービス区分と種類	サービスの内容
訪問看護計画の作成	主治医の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業所が作成した居宅（介護予防）サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画を作成します。
訪問看護の提供	訪問看護計画に基づき、訪問看護を提供します。 具体的な訪問看護の内容 ・バイタルサイン測定 ・生活リズムの確認（食事、睡眠、排せつ） ・清潔ケア ・全身状態、褥瘡好発部位の観察 ・内服確認、服薬介助 ・医療的ケアの提供 人工呼吸器、各種留置カテーテル管理、中心静脈栄養、ストーマ 喀痰吸引、疼痛コントロール、インスリン、腹膜透析、経管栄養 ・リハビリ ・認知症、介護相談 ・ターミナルケア
サービス提供の記録等	訪問看護実施内容を記した記録を作成します。 毎月主治医に訪問看護計画書、報告書を提出します。 訪問看護に関する記録物は契約終了後5年間保管します、

(2) 看護師等の禁止行為

看護師等はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ② 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受

- ③ 利用者の同居家族に対するサービス提供
- ④ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑤ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑥ その他利用者又は家族等に対して行う宗教・政治・営利活動、その他迷惑行為

（３） サービス利用上の禁止行為

利用者様またはご家族による看護師等に対する以下のハラスメント行為を禁止しています。

- ① サービスに必要なことを強制的に行わせること
- ② 看護師等の指摘・指示を無視すること
- ③ 故意に必要な情報や連絡事項を与えないこと
- ④ 不必要な身体への接触
- ⑤ 容姿および身体上の特徴に関する不必要な発言・質問
- ⑥ 性的および身体上の事柄に関する不必要な発言・質問
- ⑦ 個人を中傷するうわさの流布及び個人のプライバシーの侵害
- ⑧ 交際・性的関係の強要
- ⑨ わいせつ図画の閲覧、配布、掲示
- ⑩ 身体的暴力行為を行うこと
- ⑪ 人格を傷つける発言を行うこと
- ⑫ 一方的に恫喝すること
- ⑬ 私物を意図的に壊すことや隠すこと
- ⑭ その他前各号に準ずる言動を行うこと

ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルに沿って対応し再発防止会議等により、同事案が発生しない為の再発防止策を検討します。

職員に対しハラスメントに対する基本的な考え方について研修を実施します。また、定期的に話し合いの場を設け訪問看護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。

ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解除等の措置を講じます。

ハラスメントに関する責任者	管理者 彦坂 奈央美
---------------	------------

４ サービス提供時間について

営業日	月曜日から金曜日
休業	土日 12月30日～1月3日
営業時間	午前9時00分～午後6時00分
事業の実施地域	豊橋市・豊川市・新城市・田原市・静岡県湖西市の区域とする

5 料金について

◆ 別紙、利用料金表をご参照ください

◆ 交通費

医療保険で行う訪問看護に要した交通費についてはその実費を徴収します。

なお、自動車を使用した場合の交通費は以下の額を徴収させていただきます。

実施地域を超えた地点から 片道 20 km 未満 300 円

片道 20 km 以上 600 円

訪問先に駐車場がない場合は公共の駐車場を利用させていただきます。

その際の駐車料金は実費請求とさせていただきます。

◆ その他の費用について

死後の処置料	指定訪問看護と連続して行う死後の処置ご希望の場合 保険適用外サービス 12,000 円（外税）を申し受けます。 ※このサービスは指定訪問看護とは別のサービスとなります
--------	---

◆ ご利用料金のお支払い方法

口座引落し、または銀行振込

＜指定口座＞

豊橋信用金庫 二川支店 普通預金 1336175 ゴウドウガイシャミライ

6 サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、健康保険証、介護保険被保険者証、各種公的受給者証を確認させていただきます。
- (2) サービス提供は「訪問看護計画」に基づいて行ないます。尚、「訪問看護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更します
- (3) サービス提供の時間は、別の訪問や緊急訪問等による遅れなど、時間帯が前後することがありますので、ご了承ください。尚、15 分程度の遅れの場合、連絡せずに最短で訪問できるように致しますのでご了承ください。
- (4) 代行訪問・振替訪問に関して、基本的には定期日時でスケジュールを組んでおりますが、担当者や業務の都合上、振替訪問及び代行者による訪問をご依頼する事がありますので、ご了承ください。
- (5) 同行訪問に関して、弊社では研修や実務評価及びご利用者様の情報共有を理由に複数名での訪問のご依頼をさせていただく事があります。
- (6) 担当者の変更に関して、スタッフの異動や他のご利用者様のスケジュール等、業務上の理由により担当者の変更をご提案させていただく場合があります。

7 虐待及び身体拘束の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止・身体拘等の適正化のため指針の整備をし、対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。

(2) 責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 彦坂 奈央美
-------------	------------

(3) 成年後見制度の利用を支援します。

(4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

(5) 介護相談員を受け入れます

(6) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による

(7) 虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

(8) 利用者の生命または身体保護のため、緊急やむを得ない場合を除き身体拘束を行いません

8 守秘義務と個人情報保護について

①利用者及びその家族に関する秘密保持について	①事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 ②事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ③また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ④事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
②個人情報保護について	①事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いませ ②事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ③事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。） ④事業者は、訪問看護サービスに必要な介護予防・訪問看護記録、介護予防・訪問看護計画書、介護予防・訪問看護報告書、介護予防・訪問看護情報提供書を主治医やケアマネージャー、関係施設以外への送付・使用を致しません。

9 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

10 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定訪問看護・介護予防訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に対する訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

11 サービス提供に関する相談、苦情について

苦情申立の窓口

サービスの提供に関することで不都合な点がありましたらお申し出ください	
苦情受付担当者	訪問看護ステーション みらい 管理者 彦坂 奈央美 TEL:0532-43-5513 FAX:0532-43-5503 受付時間 月曜日～金曜日（祝日除く） 午前9時～午後6時
苦情受付行政機関等	東三河広域連合 介護保険課 豊橋市八町通2丁目16番地 TEL:0532-26-8471 国民健康保険団体 名古屋市東区泉1丁目6-5 TEL:052-971-4165 FAX:052-962-8870 その他愛知県窓口 オンブズマンでも受け付けています

12 災害時の対応

災害時におけるサービスの中止・開始時期の延期については下記のとおりです

- (1) 台風・暴風警報・線状降水帯発生予測可能な災害時
前日までに連絡し調整を行う
- (2) 巨大地震等予測不能な災害時
独居または人工呼吸器等使用の医療的依存度の高い利用者様から安否確認
- (3) 災害ダイヤル 171 の活用

13 サービスの終了について

以下の場合は自動的にサービスが終了となります

- (1) 利用者様が医療機関、施設等に入院・入所した場合

- (ただし利用者様が2か月以内に退院・退所された場合は契約継続とします)
- (2) 利用料の支払いを2か月以上滞納し、支払いを督促したにもかかわらず
10日以内に支払われない場合
- (3) 利用者様からの暴力行為、ハラスメントがあった場合

14 その他

- ・訪問看護は医療費控除の対象になりますので領収証の保管をお願いします
- ・契約に定めのない事項については介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し
双方が誠意をもって協議します

この重要事項説明書の説明年月日	年	月	日
-----------------	---	---	---

指定訪問看護・介護予防訪問看護の開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に
基づいて重要事項を説明しました。

説明者	印
-----	---

甲（利用者）

<住所>

<氏名>

印

（代理人）

<住所>

<氏名>

印

（続柄）

乙

<事業者名> 合同会社みらい

<事業所名> 訪問看護ステーションみらい（指定事業所番号）2362090504

<所在地> 愛知県豊橋市二川町東向山80番地3 ラペーンビット102

<管理者名> 所長看護師 彦坂奈央美 印